

別紙

○農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
(別表)				(別表)			
交付対象事業		国費率	摘要	交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分			事業名	区分		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
実施要領別紙3-1の第2の1. 農地防災事業	農村災害対策整備事業	(略)		実施要領別紙3-1の第2の1. 農地防災事業	農村災害対策整備事業	(略)	
	調査計画事業	(略)			調査計画事業	(略)	
	整備事業	1・2 (略) 3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、2/3 ただし、2の(2)のウを除く。 <u>4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝地震特別措置法」という。）第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、2/3</u> <u>ただし、2の(2)のウを除く。</u>			整備事業	1・2 (略) 3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される農村防災施設（緊急避難路及び緊急避難施設に限る。）の整備を行うものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、2/3 ただし、2の(2)のウを除く。 (新設)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(7)森林整備事業	育成林整備事業	(略)		実施要綱第2の1の(2)の①のイの(7)森林整備事業	育成林整備事業	(略)	
1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整	共生環境整備事業	(国の国費率) 1 (略) 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100		1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整	共生環境整備事業	(国の国費率) 1 (略) 2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100	

改 正 後		現 行			
<p>備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を</p>	<p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3</u></p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の 30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3</u></p> <p>3 ・ 4 （略）</p>	<p>（都道府県の交付率）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については</u></p>	<p>備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備（森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。）、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を</p>	<p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものについては事業費の 2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の 30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の 1/3、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3</p> <p>3 ・ 4 （略）</p>	<p>（都道府県の交付率）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 森林空間総合整備事業における林道整備（林道改良・舗装）について</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の 50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第 12 条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の 2/3</p>

改 正 後				現 行				
<p>超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p>		<p><u>事業費の2/3</u></p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>3 (略)</p>			<p>超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p>		<p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合のその他の林道は事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>3 (略)</p>	
	機能回復整備事業	(略)		機能回復整備事業	(略)			
	林道改良事業	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事</u></p>		林道改良事業	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>			

改正後		現行	
	<p><u>業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p>		
林道点検診断・保全整備事業	(略)	林道点検診断・保全整備事業	(略)
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道整備について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定に</p>	<p>フォレスト・コミュニティ総合整備事業</p> <p>(国の国費率)</p> <p>1 林道整備について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林道改良・舗装 ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100 ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定に</p>	

改 正 後			現 行		
	<p>よる津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p>			<p>よる津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	
2・3 (略)	<p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 林道整備について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林道改良・舗装</p> <p>ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難</u></p>		2・3 (略)	<p>(都道府県の交付率)</p> <p>1 林道整備について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 林道改良・舗装</p> <p>ア 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>ただし、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p> <p>イ その他の林道に係るもの 事業費の30/100</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については、事業費の1/3、南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難</u></p>	

改 正 後				現 行			
		<p><u>対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3、<u>日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</u></p>				<p><u>対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備については事業費の2/3</p>	
	山のみち地域づくり交付金事業	(略)			山のみち地域づくり交付金事業	(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業	<p>予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、山地防災力強化総合対策事業</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p><u>6 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</u></p>		実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業	<p>予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、山地防災力強化総合対策事業</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される避難経路としての機能を持つ歩道等（避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る。）の整備を行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>(新設)</p>	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)水産物供給基盤整備事業		<p>1～15 (略)</p> <p>16 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される避難路その他の避難経路（以下「避難経路」という。）の整備を実施するもの（漁港漁場整備法<u>第3条</u>に規定する輸送施設に限る。）にあつては、1及び4の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>17 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所（以下「避難場所」という。）又は避難経路の整備を実施するもの（漁港漁場整備法第3条に規定する輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に限る。）にあつては、1及び4の規定にかかわらず、3分の2以内</u></p>		実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)水産物供給基盤整備事業		<p>1～15 (略)</p> <p>16 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（漁港漁場整備法<u>第3条</u>に規定する輸送施設に限る。）にあつては、1及び4の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p>(新設)</p>	

改 正 後				現 行			
		<u>18</u> (略)				<u>17</u> (略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のa 漁業集落環境整備事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難場所又は避難経路の整備</u>を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</u></p> <p><u>5 都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</u></p>		実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のa 漁業集落環境整備事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難施設その他の避難経路並びに避難地</u>の整備を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>都道府県の行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のb 漁港環境整備事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難場所又は避難経路の整備</u>を実施するもの(通路、広場等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難場所又は避難経路の整備を実施するもの(通路、広場等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>		実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のb 漁港環境整備事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難施設その他の避難経路並びに避難地</u>の整備を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 (略)</u></p>	
実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のc 漁村再生交付金事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難場所又は避難経路の整備</u>を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p><u>4 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施さ</u></p>		実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)のc 漁村再生交付金事業		<p>1・2 (略)</p> <p>3 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による<u>津波避難対策緊急整備事業計画</u>に基づいて実施される<u>避難施設その他の避難経路並びに避難地</u>の整備を実施するもの(漁業集落道、緑地・広場施設等)にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</p> <p>(新設)</p>	

改 正 後				現 行			
		<u>れる避難場所又は避難経路の整備を実施するもの（漁業集落道・緑地・広場施設等）にあつては、1及び2の規定にかかわらず、3分の2以内</u>				<u>4</u> （略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(7)のb津波・高潮危機管理対策事業		1（略） 2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による <u>津波避難対策緊急事業計画</u> に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3 <u>3 日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3</u>		実施要綱第2の1の(2)の①のエの(7)のb津波・高潮危機管理対策事業		1（略） 2 南海トラフ地震特別措置法第12条の規定による <u>津波避難対策緊急整備事業計画</u> に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）を実施するものについては、2/3 （新設）	
（略）	（略）	<u>4</u> （略）		（略）	（略）	<u>3</u> （略）	
（備考1）・（備考2）（略）				（備考1）・（備考2）（略）			

附 則

この通知は、令和4年7月5日から施行する。